

## 【左京区の文書 解説】

〔はじめに〕

この解説は、原則として『史料 京都の歴史 8 左京区』（京都市、昭和 60 年）の巻末に収録された文書解説に基づいています。

掲載にあたっては、誤植を正したり、一部削除したところなどありますが、原則としてもとの文章のとおりとし、文意は改めませんでした。ただし、現状と明らかに異なる場合などでは、注記を加えたところもあります。

以上の点をご勘案いただき、各文書の内容について参考にしていただければ幸いです。

### ◆S001 岡田(浩)家文書

岡田家は愛宕郡久多村に居住した家で、文書中の系図・由緒書によれば仁和年中に上総介盛久という人物が久多荘に来住、それ以来久多荘の公文職をつとめたと伝える。

同家文書の特色は総点数 382 点の半数をこえる 230 点を中世文書（便宜上慶長 5 年以前とする）が占めることである。中世文書で年代の明らかなものは長久 3 年から慶長 4 年にわたり、11 世紀 2 点、12 世紀 4 点、13 世紀 7 点、14 世紀 28 点、15 世紀 55 点、16 世紀 125 点という年代分布で、とくに天文年間のもものが 70 点の多きにのぼる。

もっとも早い年紀をもつのは長久 3 年 4 月付久多荘政所職給田安堵状であるが、これは文体・字体等に疑点があり、次の永承 5 年 5 月 15 日付公文職補任状写を最古とすべきであろう。ほかに百姓申状・年貢注文・売券など、久多荘の住民結合をうかがうことができる文書が多い。なかでも久多荘の初見史料である前記公文職補任状写、久多荘住民の中核であった「十人百姓」の御公事条々案 2 点（天福元）、住民が代官の非法を訴えた百姓等申状（正応 2）、久多関の関所奉行公文源三郎補任状（年未詳 3 月 3 日）、同じく関銭の受取状（天文 14）等が注目に値する。

近世文書は中世分に接し、慶長 13 年から明治元年にいたる。久多村村政に関するものが多く、知行所関係では村高指出（慶長 13）、朽木監物知行高覚（延宝 7）、国絵図作成時に指出された朽木監物知行所改覚帳（元禄 11）などで、その実態がうかがえる。次に年貢収納関係は、年貢算用帳 10 点（寛政 11～元治元）、減免高を書き上げた「田畑御用捨引帳」の類 10 点（弘化 4～慶応 4）など帳簿類が多くのかさかしている。

このほか、領主朽木氏から久多郷・大見村・百井村に出された申渡条々 2 点（慶長 20・明暦 4）、安曇川筋材木運上関係 3 点（享保 8・享保 14）など久多村を中心にした洛北村落の形成についての貴重な史料群である。なお同家文書には新探訪追加分があるが、ここでは触れない。

注) この解説文が書かれた後に、追加調査が行われている。

### ◆S002 久多出張所所蔵文書

左京区役所久多出張所では、明治2年・3年の租税定状を所蔵している。1点は愛宕郡中在地村巳年租税免状で、高85石3斗9升、もう1点は愛宕郡下村午年租税定状で、高77石6斗7升9合である。

#### ◆S003 志古淵神社文書

久多下ノ町に鎮座する志古淵神社の所蔵にかかるもの。本文書群のなかでもっとも年紀の古いものは、寛文8年の「久多下宮道具注文」だが、内容のまとまりをみせているのは「御宮算用帳」で、文政8年より明治8年まで23冊が残されている。秋普請の時の入用、寄合初の入用などの項目にしたがって算用されている。これに次ぐのが「大川社奉加帳」で、すべて享保16年のものであるが、これに準ずるものとして、天明7年の「材木奉加帳」がある。「大川社奉加帳」は久多の上・中・下・宮の谷・川合5か村が村ごとにまとめられ、その中には寄進物件と寄進者名が男女を問わず記されている。このほか享保8年と享保14年の筏流し相論についての京都町奉行の裁許状写9点があるが、これは同一内容の写しである。

なお文書ではないが、当神社にはこのほか、貞治3年の制札写や寛文10年の棟札などが残されている。

#### ◆S004 自性寺文書

自性寺は久多上ノ町の曹洞宗寺院。文書は延宝8年から文久2年までのもので、山の寄進状、田地の借状、自性寺への村方との仲介依頼などがある。なかでも仲介依頼は、寺と村との具体的な関わりを示すものとして興味深い。

#### ◆S006 上手(信)家文書

上手家は愛宕郡大布施村の庄屋をつとめた家で、所蔵文書は年貢・山関係、生業関係、その他村政一般に分けることができる。年貢に関しては、寛延3年の年貢帳写(後欠)、延宝7年の大布施・八柘村山検地帳写がある。また領主である施薬院からの借財に対し、同じ施薬院領であることから嘉永2年大布施・別所・水尾・八柘4か村共同の議定書が提出されている。山売渡証文については慶安から天明までの12点がある。生業関係では山間村落の主要産業であった筏流しに関するもの12点がある。これらは桂川・大堰川を使い広河原・大布施等京都北部山間村落、山国各村、嵯峨を結ぶ木材の流通経路を示すものである。流域に大布施・小川・大谷・田原・上世木・長野・弓削といった組が存在し、川筋整備等の共同対処がみられ各組への廻文3点がある。また流域各組で定めたと考えられる「五拾弍ヶ条会評定之事」(後欠)、組割銀の皆済請状等がある。炭運送に関しては、広河原と鞍馬間の運賃取決めなど大布施・別所村の炭運送の様子がわかる。村政一段については京都天寧寺末寺宝泉庵に関係するものがあり、寛政元年触頭興聖寺宛口上書では寺相続のため住持を求めている。その他庄屋退役願、弘化3年村方惑乱に関するもの、本庄役所よりの

触等がある。

◆S007 向畑(虎)家文書

当家文書はすべて居住地である愛宕郡八柘村にかかわるものばかりである。文書中もっとも古いものは寛永 17 年の八柘村運上銀の受取証文で、以後安政 4 年にまで至っている。特に注目すべきは宝暦 12 年の杉皮一件済証文、寛政 12 年の「保津山本出入并諸入用勘定書」など丹波材木をめぐる文書で、山間農村の生業・隣村との関係などを知る一助となるものである。

◆S008 藤井(有)家文書

藤井家は愛宕郡別所村に居住した家。14 点(安永 4～安政 7)は山林・田畑の売券・質地証文などで、うち 3 点は別所村惣持山の売券。5 点は借用証文(文政 11～天保 12)。このほか、家作願書(天保 2)、不通養子証文(天保 3)、炭販売について鞍馬村との相論口上書(天保 12)、年寄役退役願書(弘化 4)などさまざまな内容である。

◆S009 藤井(庄)家文書

藤井家は愛宕郡別所村に居住した家。内容は山林・田畑等の売券・譲状等 9 点(文化 5～明治 11)、田地水帳(安政 6)、鞍馬寺寄付受取状(慶応 2)、借用証文(慶応 2)、山年貢受取手形(明治 9)、以上 13 点。

◆S010 藤井(甚)家文書

藤井家は愛宕郡別所村に居住した家。文書のうち 40 点(天明 3～明治 19)が山林田畑の売券で、その大部分が同家歴代の当主に宛てたものである。このほか証書類(借用証文・不通養子証文等)が 14 点(文政 2～明治 4)。あとは、別所村絵図、「山方御年貢地境持主覚帳」(文化 10)、「御銀年賦借用証文之事」(留帳、嘉永 2)の 4 点である。

◆S011 物部(敏)家文書

愛宕郡大布施・八柘・別所 3 か村の絵図 1 点。裏書によれば、明和 7 年に丹波国桑田郡井戸村の嘉兵衛ほか 1 名が、3 か村の山方が無年貢なので「御益指上引請度」と出願した時 3 か村から指出された絵図だが、出願が却下になったので村方に返却されたもの。

◆S012 別所農協所蔵文書

愛宕郡別所村関係の文書。「田地反畝歩改帳」(嘉永 5)、「山御年貢改帳」(嘉永 5)、「荒地改年貢山方立帳」(嘉永 5)、「村方高付帳」(明治 4)、「収穫反別取調帳」(明治 9～13)、以上 5 点。

◆S014 東本(須)家文書

東本家は愛宕郡久多村に居住し、旧若狭街道沿いの東端に位置していた。中世では当家は大家を名のっており、永禄期から以後では靴屋を屋号としている。農業・林業・炭焼き等を生業とする典型的な山間村落の旧家である。文書は東本家個人の田畠山林関係・金銭借用証文等と近世久多下村に関するものに分けられる。

田畠山林関係では大半を土地売券が占め、永正16年の山地売券をはじめとして慶長期までで22点、譲状4点があり、それ以後のもので土地売券が31点、譲状3点、その他山林相論、炭通帳等があげられる。

下村関係では慶長11年の年貢納入覚、同12年年貢米請状をはじめとして田畑年々当損帳が4点、名寄帳2点あり、このほか諸色取立帳・大福帳4点がある。またこの他では、朽木興聖寺関係で、文化8年朽木興聖寺寄進頼母子仕法帳と朽木興聖寺開山五百年忌寄進講仕方帳があげられる。

◆S015 黒谷文書

金戒光明寺の寺務日記ですべて冊子。嘉永6年1月から明治10年12月まで、欠けることなく書き継がれている。山内の出来事や行事はもちろん、山内から他所に出された文書、逆に山内宛に出された文書等も写し留められ、幕末から明治初期にかけての寺の動向が詳細に知れる。なかでも文久2年、当寺が京都守護職屋敷となったが、その経過が詳細に記されており、幕末期史料として重要な意味をもっている。なお当日記の表紙には「日鑑」の文字とともに「在誉上人御代」「寥誉上人御代」と書かれ、さらに表紙や裏表紙に「帳場」または「表帳場」と墨書されている。

◆S016 上中(隆)家文書

全12点のうち9点が愛宕郡久多村の山・田畑の売券(寛永21～天保5)、1点は金子借用証文(天和2)、他の2点は久多村の宮座仲間帳2点(明治27)である。

◆S018 高見(寿)家文書

高見家は丹波国桑田郡広河原村の庄屋をつとめ、また江戸時代には丹波地方を主な取引先とする炭問屋を営んでいた家である。これらのことから、当家文書は広河原村関係のもの、家業である炭問屋関係のものに大別することができる。

村関係のものでは慶応2年の「広河原村惣高集覚集」、同年の常庄屋の高付覚などが江戸時代の広河原村の領有形態を知る一助となっている。この他の村関係のものとしては田畑・山林などの売券を中心とする証書類がある。元禄9年の雑木売券を最古として明治期にいたるまで残る証書類は、田畑売券・山林売券・質入証文・雑木年季売券と内容的に多岐にわたっているが、雑木・山林売券、牛売券、持牛質入証文などは山間農村の特徴をよく示しているし、また、差出人・宛名に佐久里・芦生・白石などの山城・丹波の境に位置

する村名がみられるのも特徴の一つにあげることができよう。

炭問屋関係のものでは文化 10 年の炭通帳 3 点が別所・鞍馬等の隣村住民宛で残されており、また、証書類の中にも炭代銀借用証文があり、当家の炭問屋としての活動をうかがわせている。村関係・炭問屋関係とも洛北の山間農村の様子を示す貴重な史料といえる。

#### ◆S019 広瀬(清)家文書

広瀬家は丹波国桑田郡広河原村に居住し、同村の庄屋をつとめたことがある。文書の年代は延宝 2 年から明治 12 年にわたるが、大部分は寛政以降、とくに幕末に集中している。

もっとも年代が古い延宝 2 年の絵図は、裏書によれば丹波国桑田郡山国荘 10 か村と、山城国愛宕郡八柘村・大布施村との境相論の裁許絵図(写)で、のちに村立てされ桑田郡広河原村となる地域が丹波国に属するという京都所司代・町奉行の裁決が下された。翌延宝 3 年には山国荘 10 か村の枝村として「広河原村」の名が史料にあらわれるので、いわば村の起源に関する重要史料といえよう。なお、上記の裁許の代償として、広河原村から八柘・大布施両村の領主である施薬院分の年貢を負担することになったが、その収納方法の念書(延享 2)が絵図の次に古い文書である。

つぎに、特色ある文書に六斎念仏関係 11 点がある。その創始を示すのが、干菜山光福寺が広河原村に与えた免許状と添状(寛政 8)である。このほか、文政 3 年の六斎制状と釣桃灯等免許状などがのこされているが、現在では広河原でのこの六斎念仏は断絶している。

この他、庄屋排斥訴状(天保 14)・荒地小前帳など村方関係が多い。

#### ◆S020 吉見(永)家文書

文書は「広河原村古今調法筆記」と名付けられた冊子 1 冊で、これは明治 14 年に吉見永治により記載されたものである。内容は丹波国桑田郡広河原村の村史が明治期にいたるまで書かれており、また、その中に吉見家の活動も載せられている。

#### ◆S021 中川(林)家文書

愛宕郡大布施・八柘両村山検地帳写(延宝 7)と両村絵図の 2 点。

#### ◆S025 鴨脚家文書

本文書のうち、その中心をなすのは、寛永 3 年から天保 8 年にかけての鴨脚家歴代日記 176 冊である。この内、大きく欠落しているのは寛永 4 年～同 8 年、承応元年～万治元年、万治 3 年～天和 2 年分で、天保 9 年以後は断片的に明治初頭まで続く。これらの日記は「鴨脚(正)家文書」の歴代日記とともに、江戸時代の社家行事や生活、さらには下鴨村の動向を知るうえでの、貴重な史料となっている。記録類としてはこのほか享保 16 年の「辛亥騒動記」、安永 4 年の「氏族濫妨静謐記」、文化文政期の「神幸行列記録」、天保 5 年の「下鴨社造営日記」などがみられる。

本文書群にはこのほか証書類や口上書類に属するものがあるが、この中では天文 22 年の年紀をもつのがもっとも古く、江戸時代初頭のものには下鴨村の組織を解明する手懸りを与えてくれるものがある。さらに口宣案は天文 24 年以降、江戸時代後半まで断続的に残されており、また主に下鴨社の境内を描いた絵図も残されている。

#### ◆S026 鴨脚(正)家文書

大半を下鴨神社社家鴨脚家の歴代日記が占める。日記は慶安元年 11 月より明治 6 年 12 月まであり、途中、年あるいは月日に欠落する部分もあるが、なかでも江戸時代後期の寛保 3 年～延享 2 年、宝暦 2 年～同 7 年、明和 2 年～天明元年、天明 5 年～寛政 2 年、寛政 5 年～享和 3 年分を全く欠いている。しかし欠落部分については「鴨脚家文書」と補完しあう年月日もある。いずれも江戸時代の京都の社家日記としては屈指のものだろう。日記のほかには『親長卿記』などをはじめとする古記録の写本、さらに幕末から明治初頭にかけての「鴨祠官氏人神役人次第」9 点などがある。

#### ◆S027 川本(誠)家文書

川本家は愛宕郡八瀬村に居住した家。氏神八瀬天満宮の宮座株家で、江戸時代には河(川)原端伊予と称した。他に近江・播磨など国名を称した家があった。文書の年代は寛文 10 年から明治 16 年にわたり、ほぼ平均に分布している。

もっとも多いのが河原端伊予(明治以降は川本)宛の田畑山地の譲り証文・売券の類で、寛文 10 年の山売券をはじめ 57 点にのぼる。このほか、年貢割付状 2 点、皆済目録 2 点、年貢米受取手形 10 点、村定(文化 10 か)1 点が主な内容である。

#### ◆S028 玉川(桂)家文書

玉川家は愛宕郡八瀬村に居住した家で、代々河内を名乗る。当家文書の大半は山地売渡証文を中心とする証書類である。証書類でもっとも古いのは室町時代の文明 12 年の田地売渡証文で、この他にも明応 7 年・永禄 13 年といった中世の売渡証文が残されている。また、これらの中世文書の宛名に既に「玉河内」の名が見える。これ以後、売渡証文は江戸時代初期から幕末・明治時代に入り明治 21 年まで続いている。売券以外には年貢免定があり(寛政 5・文化 13・天保 10)、八瀬村の近世における上納関係を知る手がかりとなっている。

この他で見るとすべきものとしては「八瀬記」と名付けられた上下 2 冊の郷土誌がある。これは中世以降八瀬村が所有している文書を書写し編纂したもので、上巻は正徳 6 年頃に小野光直が編纂し、下巻はその続篇として書継がれたもので、八瀬村の村史を考察する上で基本となる文献である。

#### ◆S030 堀内(喜)家文書

堀内家は愛宕郡静原村に住した家。文書は静原村にある静原神社・琴平神社の由緒書、

静原神社の神事取決め帳(明治6)および堀内家の系図の4点である。両神社の由緒は江戸期に作成されたものを写した由緒や、近代になり書かれたものを由緒書として冊子にまとめたものであり、また静原神社の取決めは明治期の静原神社と村との関わりも示していて興味深い史料である。

◆S031 稲本(雄)家文書

稲本家は愛宕郡野中村の村惣代をつとめた家である。その関係から残されている文書は野中村関係ばかりであり、稲本家にかかわるものはない。

文書中もっとも古いものは天保10年の「万記録帳」で、これは幕府よりの伝達の要旨・村の出入などを簡略に記したものである。その他、江戸時代のものには人別改帳(安政3)、田地売券(慶応2)の2点で、他はすべて明治期のものである。

明治期の文書の中心をなすのが野中村の土地台帳類で、「丈量反別取調帳」(明治8)、「山林現在一筆限明細書上帳」(明治10)、「山林現地等級反別総計取調書」(明治10)、など多岐にわたっている。

◆S032 庄司(嘉)家文書

庄司家は愛宕郡野中村に住し、庄屋などをつとめた家。文書の年代は天正17年から明治40年にいたるが、天正17年の検地帳は嘉永年間の写しなので、実際には延宝7年以降、とくに寛政～明治初年のものが主になっている。文書の内容は野中村村政に関したものが多く、野中村文書と命名してもよいほどである。

まず検地に関して、天正17年検地帳(写)2点がある。1点は貴布禰社領、1点は鞍馬寺領(か)と分けて記される。天正について延宝7年検地では本年貢の分はないが、小物成の柴・黒木と竹の2種の検地帳3点がのこされている。またこの時の小物成分および幡枝八幡社・貴布禰社・市原弁財天社領の2種の名寄帳もある。

つぎに年貢収納では、第1に年貢割付状14点(嘉永6～明治6)と皆済目録7点(嘉永5～明治5)。ほとんどが旧飛鳥井家領(当時は幕領)分である。第2に鞍馬寺領の年貢受取手形40点。うち21点が寛政7年、15点が文化5年、4点が文化9年、3点が天保7年のもので、鞍馬寺内の各塔頭から野中村の百姓個別に宛てている。おそらく各塔頭ごとに収納し、あとでまとめて鞍馬寺として皆済目録を出したものであろう。年貢収納関係の第3は小物成などの代納銀集帳38点(天保5～慶応元)である。

つぎに、野中村内の荒地開発関係20点(嘉永4～明治6)がある。これは開発の願書・用水の取決め・仕法書などで、野中村では数度にわたり田地の開発が行われていたことが知られる。このほか上賀茂神社との境界相論裁許状(享保9)など、村政・生活に関する史料群がある。

◆S033 井上(純)家文書

井上家に所蔵される文書は、すべて愛宕郡静原村に関するものである。そのうち大半は、同村を領有する金地院・九条家・大光明寺配下の領民たちの間で行われた土地の譲状と領主たちに対し上納した年貢の皆済状である。まず譲状については、大別すると山地と田地の譲状からなり、享保 18 年より明治初年まで残っている。また、年貢皆済状についても、寛政 2 年から明治初年にまで至っている。同村の村政をうかがうには、あまりにかたよりのある文書群ではあるが、なかには静原神社修復に際し、寄付者に与えられた課役免除の一札(天保 8)など、興味深い文書も散見される。

#### ◆S034 広庭(永)家文書

丹波国桑田郡広河原村関係文書。延宝 6 年の年貢皆済状を最古とするが、これ以外はすべて安永年間から明治初頭にかけてのものである。

文書は山関係が主たるもので、檜山・雑木山売券、炭代請状などがみられる。これらのほか文政 6 年の広河原村取替一札は、庄屋役について、組頭中におけるくじ引と 2 か年の持ち廻りを定めたものであり、また天保 9 年の百姓伝右衛門の差入一札は、村方騒動に関するものであって、両文書いずれも江戸時代後期の京郊村落の動向を知るうえで注目される。

#### ◆S035 平井(庄)家文書

平井家は川端通二条下る孫橋町で薬種店を営んだ家。屋号は三文字屋、店号を常栄堂と称した。その店の様子は、文書中の二代玄々堂作銅版画「皇都鴨河二条川端常栄堂図」にうかがうことができる。文書の年代は天保 14 年から明治 8 年にわたる。

内容は、まず家業関係 18 点。なかでも「八日組薬種仲間名所帳」(慶応 4)は仲間加入薬種屋が一覧できる。また安政 6 年仲間再興時の唐物直買仲間定書、「唐物登り本送り条控」(嘉永 7~安政 7)など仲間関係史料が重要であろう。あるいは奉公人宗旨請状(天保 14)、奉公人詫状 2 点(嘉永 4・安政 3)等がのこされている。

平井家家内関係では、居宅普請願書(万延元)、「土蔵買得入用帳」(万延元)、葬儀の「到来物控帳」(文久 3)と「悔帳」(慶応 3)、通夜通知回状(年未詳)が主だったものである。

最後に孫橋町関係が 1 点ある。同町北組の「式目下書」(明治 2)は下書にせよ町政の基礎史料である。

#### ◆S039 寂光寺文書

寂光寺は東大路通仁王門上る北門前町に位置する顕本法華宗寺院である。文書は言うまでもなくすべて宗門関係であるが、まず、宗門統制の基本となる法度・置文の類では慶長 2 年の「寂光寺一門流衆僧法度誓紙」、嘉暦 2 年の日什の置文写などがみられる。また、当寺の特徴を示しているものに「本因坊由緒書」(天明 2)、囲碁の仕法を狂歌で表現した「囲碁の狂歌」(元和 3)といった囲碁関係の文書がある。これは寂光寺に日海という囲碁にすぐれ

た僧が出て、塔頭本因坊に居住していたことによるもので当寺の文書を大きく特徴づけている。

この他、天正7年安土で行われた法華と浄土の宗論の記録「安土問答実録」、寂光寺の「過現施入檀越名帳」（寛文12）などがある。

#### ◆S040 愛宕社文書

愛宕社は岩倉木野町に鎮座する神社で、愛宕郡木野村の土器師が代々神職となり奉祀した。文書の年代は文明元年から明治18年にわたり、内容は土器師の生業・神社・木野村および周辺に関連したものである。

文書中の中世文書は19点、もっとも古い文明元年12月30日付室町幕府奉行人(か)連署奉書案10点は、土器製造用の土を嵯峨土器師に自由に取らせるように、上賀茂神社はじめ各所に指令したもの。他の9点は、文明6年の右大弁奉書2点(正文・案文)をはじめ、土器師の土の採取・諸公事免除の特権を保証したもの等である。なお「嵯峨土器師」の名は、木野村の土器師がはじめ嵯峨の野宮に居住したことによる。その後、応仁・文明ごろに幡枝へ移住、元亀3年に木野へ移っている。近世文書中にも土器師関係は多く、とくに諸公事免除等の特権を保証した奏状・触状、特権の確認を要求した願書が中心になっている。

神社関係では、愛宕社の修理・維持・神職相続に関する願書などの書類が多い。また、土器師の旧地である嵯峨の野々宮神社にも同時に奉祀していたので、神社領の山年貢を負担していたらしく、その受取帳等の帳簿類44点(享保10～安政7)がのこされている。いずれにせよ、土器製造という生業を中心に結束した木野村の成立・様相がうかがえる文書である。

#### ◆S041 藤本(求)家文書

当家所蔵の文書は2点とも近代になり書かれた郷土誌である。1点は大正7年に山本興三郎により記された「京都府愛宕郡岩倉村概誌」、もう1点は昭和34年に藤本求一により著わされた『かわらけと木野誌』（騰写印刷）で両者とも編年史。名跡由緒について詳細で両村の歴史を知る参考となる。

#### ◆S042 中村(コ)家文書

当家文書はすべて近世の証書類でしめられているが、その中でも量的に多いのが山地譲状・銀子借用証文の類である。宝永2年より嘉永4年までの間の譲状等がみられるが、中村家が愛宕郡岩倉村に居住していた関係から岩倉村にかかわる山地譲状が多く、また宛名にも中村家宛のものが見受けられる。

また、その他の証書類では里子預り・養子証文の類があり、村での里子の風習を考察する上で役に立つものであろう。また、天保12年の石座神社での勧進相撲の願書や、岩倉村の百姓が土地を下作に出したことが知れる下作宛米請書(嘉永2)なども岩倉村の特質を感

じさせる。

◆S043 兵庫(実)家文書

兵庫家は明治時代に岩倉村村長をつとめた家で、当家文書も天保12年の山地譲渡状の他はすべて明治期の岩倉村にかかわる文書ばかりである。明治16年の地方税取集帳、「岩倉精神病院組規約」（明治31）、明治38年編集の「岩倉村史」がその代表的なもので、特に「岩倉村史」は記事も詳細で岩倉村の歴史を知る上質の史料といえる。

◆S044 伊佐(功)家文書

文書の年代は、寛永5年の下鴨神社遷宮装束料下行覚を最古とし、明治24年にいたる。ただし、大部分は享保以降で、とくに文化・文政以降のものが多くを占める。

この中で愛宕郡中村の村政に関する史料には、まず村明細帳(寛保3)があり、村の概要を知ることができる。ついで中村の年貢割付状28点(文政元～安政6)、年貢皆済目録7点(天保13～嘉永4)で年貢収納の実態がうかがえる。このほか、年貢収納関係を中心とした村政史料が多い。

伊佐家に関する史料では、下鴨神社神人勤仕に関するものが多い。中村の神人は下鴨から移住したと伝え、先出の明細帳にも11名の名が記されるが、「御蔭御神事役割帳」2点(文政12・弘化4)、「順席帳」(嘉永1)、「神人地下人数帳」(明治元)、「帯刀人改帳」6点(寛政元～慶応4)により詳細な名前・神人構成・神事の際の勤務内容を知ることができる。また、神人中から下鴨神社などに出した願書も多い。このほか、土地家屋の売券、金銀の借用証文も多い。

◆S045 幡枝八幡宮文書

幡枝八幡宮は岩倉幡枝町にあり、円通寺の北東に位置している。文書は野中村4石の知行と社内山林竹木免除を内容とした元和3年の徳川秀忠朱印状をはじめとして、万延元年の徳川家茂朱印状まで同内容の正文が11点残されている。この外帯刀改帳・人別改帳4点、神輿・神宝修復寄進帳等5点、由緒書・神宝書等があり、明治期では幡枝社領野中村租税定状3点がある。

幡枝村関係では、貞享5年に土器村と幡枝村の山境を定めた土器村一和尚等山堺取替証文や文化2年幡枝村庄屋等幡枝村寺社書上帳がある。

◆S046 古村(英)家文書

古村家は愛宕郡幡枝村に居住した家で、その関連から当家に残されている文書は江戸時代から明治期にいたる幡枝村の土地台帳に類するものが大半である。

まず、万治4年の検地帳が文書中もっとも年代の古いもので、それに次ぐのが元禄15年の「田畑屋敷反別場所改帳」である。この他にも宝暦・明和年間の土地台帳が充実してお

り、内見帳(宝暦3)、免割帳(宝暦4)、諸色小入用帳(宝暦9)などが残されている。これ以後、幕末にいたるまで残存するが、明治時代に入ってから村鑑(明治2)、田地水帳がある。

#### ◆S047 大西(忠)家文書

大西家は愛宕郡幡枝村に住し、村社である幡枝八幡宮の社司をつとめ、また同村に別荘を所持していた綾小路家の留主居役をもつとめていた家である。

当家文書の中で質量ともに大きな位置を占めているのが幡枝八幡宮関係のものである。まず、八幡宮の由緒書については明和5年のものがあり、什宝・行事に関するそれぞれ由緒が記されている。また八幡宮の財源である社領については、野中村に存した社領に対する朱印状の写しが寛永13年から万延元年までの間で7点残存する。八幡宮の修復についても、明和年間から幕末にいたるまで16点の社殿・神輿の修復願と寄付者の名前書が残されている。この他、明和8年の「八幡宮御台所勘定書帳」があり、江戸期における八幡宮を考察する上で貴重である。

綾小路家との関わりも当家文書の一つの特徴となっている。正保5年の綾小路家の円光院宛の田地売券は当家文書中もっとも古いものであるし、綾小路家より大西家への扶持宛行状(慶応4)は当家と綾小路家との密接な関係を裏付けるものである。また、幕末期から明治にかけて綾小路家が禁裏御門役を勤仕していたのか、当家には御門通行鑑札切替えに関する明治3年の文書が6点残存している。

この他、円通寺と在地との年貢未進立替金をめぐる相論関係文書(延享～寛延)なども在地の様子をうかがわせて看過しがたい文書といえる。

#### ◆S050 橋本(建)家文書

橋本家は愛宕郡岩倉村に居住した家。文書の年代は正徳3年から明治30年にわたるが、大部分は安永年間以降である。

橋本家に関するものでまとまっているものには、諸家の通帳類21点(文化5～嘉永5)がある。これは同家が有栖川宮家ほか公家3家の台所柴薪用達をつとめていたため、関連して代金値上げの願書ものこっている。ついで金銭の出入りを主に記した日記帳16点(享和5～文政13)がある。

岩倉村に関係したものでは、同村の年貢収納関係文書があり、年貢割付状・年貢受取状・年貢勘定帳等63点がこれに相当する。このほか、人別牛馬等の数改帳5点(安永7～9)がある。

#### ◆S051 片岡(与)家文書

片岡家は、由緒書によれば延享2年はじめて実相院門跡の家来となり、みずからは実相院が所在する愛宕郡岩倉村に居住した。その由緒書および各代当主略歴・略系図7点は、いずれも明治初年に京都府へ提出したものである。

文書の年代は天明2年から明治11年にわたり、文化～天保年間を主としている。内容から見ると、まず門跡家来としての職務に関するものが多い。その一つに、実相院門跡の名目銀貸付業務に片岡家があたっていたようで、貸付人・金額を記載した「御貸附証文割印帳」(天保6～9)1点や貸付証文2点(天保7・弘化2)、「貸附銀出入帳」(天保7)1点、「御貸附金銀出入控帳」(天保7)2点がある。また、門跡使者の江戸下向に随伴した時の餞別等控帳2点(文化5・天保2)、旅行経費の出入帳3点(文化8・文政5・天保2)がある。

ほかに、実相院領があった乙訓郡神足村の「神足村御取箇糶積帳」(文化7)、「神足村糶割算下帳」(天保10)がのこされている。なお、実相院領ではないが、岩倉村の明細帳(寛保3)があり、同村村況の史料になる。

#### ◆S052 村松(五)家文書

当家文書2点は居住する愛宕郡岩倉村関係のもので、1点は荒地の年貢減免を願った弘化2年の「荒地起返鋤下小前帳」、もう1点は年未詳ではあるが、近世の小物成勘定帳で作人ごとに納米等の勘定が記してあるものである。

#### ◆S053 中辻(正)家文書

中辻家は愛宕郡戸寺村に居住した家で、その関連から当家文書はほとんどが戸寺村の土地関係文書である。まず江戸時代のものとしては貞享5年の小物成帳・取米高寄帳・百姓名寄帳などを挙げることができ、この他にも江戸時代後期の名寄帳なども残されている。また、近代に入ってから租税定状・皆済目録(明治3～5)、名寄帳(明治6)、租税上納割賦帳(明治6)といった基本的な台帳が残っており、江戸時代・明治時代の戸寺村の様子を詳細に知ることができる。

この他、禁裏修復時の各殿舎のふすま絵の絵師と絵様を記した「禁裏御間付并御絵様帳」は絵師狩野永叔が戸寺村の領主であることからのこされたものであろう。

#### ◆S054 津吉(平)家文書

津吉家は愛宕郡大原郷野村に居住した家。惟喬親王の家臣で、親王没後大原郷に定住したうちの一家と伝え、「大原郷政所郷士」とよばれた。これら郷士は名字帯刀を許され、大原郷8か村の触頭を輪番でつとめた。

文書の年代は寛永8年から明治14年にわたる。なかでも、まとまっているものには、明治維新後早々に、郷士たちが新政権下において従来身分の保証のため忠勤を願い出た願書・由緒書類11点がある。これら郷士身分に関しては、名字帯刀許可達書2点(弘化3・年未詳)や、名字帯刀届書4点(寛政11～文化13)にうかがえる。このほか、氏神江文大明神社の支配をめぐる井出村と政所郷士の相論(享保13)、江文社別当職をめぐる勝林院塔頭理覚院と大原郷8か村の相論(宝暦10)などの相論関係書類(訴状・返答書・裁許状等)がのこされている。また、惟喬親王一千年忌法会(明治14)の記録帳2点は、惟喬親王伝承が近

代に生きていたことを示すものである。

◆S058 野田(友)家文書

野田家は愛宕郡戸寺村に居住し、庄屋などをつとめた家。文書の年代は元文 6 年から明治 5 年にわたる。

戸寺村の年貢関係では、戸寺村名寄帳(天明 3)、年貢勘定帳 4 点(文化 9~明治 1)、「御料持高反別勘定帳」(明治 5)をはじめとして、年貢・諸役の勘定に関する帳簿が多い。また、減免願書 2 点(明治 2)、年貢金納願書(明治 2)などが関連している。このほか、戸寺村関係では、宗門改帳 2 点(弘化 4・慶応 3)、大原郷氏神席順につき願書 2 点(明治 2)、村役人選出承認願書(明治 2)、前庄屋閉門赦免詫状(明治 3)等がある。

戸寺村はそのほとんどが江戸の御用絵師狩野家(中橋狩野)の知行所であり、野田与兵衛狩野家家来取立状(元文 6)、百姓亀右衛門狩野家来取立状(寛政 8)、野田与兵衛加増申渡書(享和 2)、野田友右衛門帯刀免状(弘化 4)は、野田家が村役人であったと同時に、領主の代理人でもあったことを示すものである。また「江戸文通控」と題する長帳は江戸の狩野家と京都留守居役の間の往復書簡(安永 4~5)を書き留めた帳面で、なかには知行地支配についての訓令・伺の類が含まれている。なおこの「江戸文通控」は、吉江久弥「江戸文通控」(『佛教大学人文学論集』第 2 号)に解説を付し翻字されている。

◆S059 岸本(賢)家文書

岸本家は代々愛宕郡鞍馬村に居住した大惣仲間の家。文書の年代は明応 3 年から明治 7 年にわたるが、明応 3 年 4 月 8 日付鞍馬寺宛右京太夫禁制は後年の写しであるから、実際の年代は慶長 16 年を最古とする。このうち岸本道覚差出しの証文・願書類が 7 点、道覚宛が 16 点と大部分を占める。ただし、道覚の名は古くは貞享 3 年の屋敷地割定書から、新しくは明治 7 年の送籍証にも出るので、岸本家代々の世襲名であろう。ほかに、鞍馬法師仲間浄荘・宗賢に対する京都府の裁許状(明治元)がある。これは「鞍馬騒動」とよばれた村方騒動の数少ない史料である。

◆S061 杉本(宗)家文書

同家は愛宕郡鞍馬村に居住し、大惣仲間の一員である。文書の年代は万治 3 年から明治 15 年にわたり、もっとも古い文書は万治 3 年の貴布禰村柴木盗伐詫状(写)であるが、大部分は元禄以降である。大惣仲間関係は明治 5 年の大惣仲間連印議定書のみで、他は家屋敷売券・借用証文・不通養子証文などの証書類、諸入用勘定書類、柴木盗伐につき口上書(元禄 6)などの上申書類である。

◆S062 杉本(覚)家文書

同家は愛宕郡鞍馬村に居住した家で、鞍馬大惣仲間の一員である。文書の年代は元文元

年から明治 15 年にわたる。まとまっているグループには、借用証文・売券・勘定書などの証書類 51 点(元文元～明治 12)、次に年貢米受取手形 10 点(文政 6～慶応 4)がある。このほか離縁状、送り手形などがある。

◆S063 松本(浄)家文書

松本家は愛宕郡鞍馬村に居住した家で、鞍馬大惣仲間の一員である。文書の年代は康正 2 年から明治 2 年にわたる。

まとまっているものは、まず山売券・借用証文などの証書類 38 点(康正 2～嘉永 3)があり、このうち 9 点が中世文書(康正 2～慶長 3)で、この分はすべて竹原・山の売券である。証文の中には大惣仲間中に宛てたものも 2 点ある。次に願書などの上申書類 32 点(寛文 9～嘉永 7)。これは鞍馬寺からの旧例下問に対する返答書・村内相論の済状・普請願書などである。

このほか、上在地惣中式目 2 点(延宝 7)、大惣仲間新来者定書(享保 15)などの仲間関係文書が主要なもので、全体に鞍馬村大惣仲間に関する重要な史料群の一つである。

◆S064 山本(伊)家文書

山本家は愛宕郡鞍馬村に居住し、大惣若衆組に属する家であるが、当家文書中には大惣仲間関係の文書は見受けられず、ほとんどが借用・売買等の証書類である。

証書類中、もっとも古いものは慶長 5 年の四至証文で、次いで寛永 20 年の山境証文が古く、以後元治 2 年まで残されている。内容的には山林売買証文、炭代銀借用証文など山間農村の特徴を示すものが多いが、なかでも水車および水車小屋の売買・貸借証文はその最たるものといえる。この他にも養育料受取証文、養子証文、北白川宮貨融局召出状などが残されている。

◆S066 柴田(得)家文書

愛宕郡岡崎村「若連中」中組内の風俗取締りについての申し合わせと、同連中上中下三組の申し合わせ。いずれも寛政 11 年 9 月。

◆S073 藤井(品)家文書

藤井家は愛宕郡百井村に居住した家であり、その関連から百井村の土地台帳類が当家文書の中心をなしている。土地台帳類の中では年不明であるが、名寄帳や「山四方搦控」と名付けられた持主と四至を記した台帳が江戸期のものと推察される。この他、明治期のものとして検見帳(明治 3)、畑屋敷地成取調控帳(明治 6)、山反別小前帳(明治 7)などの村帳面があり、百井村の土地関係について詳細にわかる。

土地台帳類以外の文書では明治 6 年頃からの百井村・大見村間の相論文書があり、百井村と隣村との問題を示す興味ある史料である。

◆S075 齊藤(熊)家文書

齊藤家の文書は、すべて新車屋町二条下る新車屋町に関する明治期の町文書である。明治3年改の沽券状写帳を始めとして、同4年の印鑑帳、同6年の新車屋町通宅地絵図、同9～11年にかけての町規約帳、同15年の家屋敷売買に関する約定書が存する。

◆S077 中村(九)家文書

当家は愛宕郡浄土寺村の庄屋をつとめた家で、文書はすべて浄土寺村関係である。まず、中心をなすものは「御公儀様御本所方指上控」「御地頭様差上書写」「村中惣記録帳」と名付けられた村記録である。前2者は性格的には同じもので、浄土寺村から奉行や小堀役所へ差出した願書などを集めたもので、寛保年間から明治初期までのものが6冊にまとめられている。また惣記録は嘉永6年に記されたもので大文字関係の記載が豊富で興味深い。

この他にも年貢免状(安政3)、「立毛拾分一小前帳」(明治3)など年貢関係の史料も残されており、いずれも近世から明治初期の浄土寺村を知る上で好史料である。

◆S078 乗願院文書

乗願院は北白川仕伏町に所在する浄土宗寺院。内容は、毘沙門堂・乗願院記録、乗願院記録、過去帳(天保6記)、白川村口上書(天保14)、「上之坊毘沙門堂中興記録」(万延元)、「道場之儀式効用書」の6点。

◆S080 服部(清)家文書

服部家は永観堂門前に居住した家。内容は、大豊大明神の「当門前神事帳」(享保4)、門前番人請状(文政6)、門前百姓の借米願書(慶応2)、以上3点。

◆S081 園部(日)家文書

文書は1点で、山端町万屋平八が家の普請の際に奉行へ提出した、寛政9年の普請願である。

◆S082 八大神社文書

八大神社は左京区一乗寺松原町所在の神社で、もと一乗寺村の産土神。文書は、年代順に記すと、曼殊院からの神供料寄進状(元禄10)、および再発行につき添状(宝永4)、宮田売券(元禄15)、「北ノ御宮」宛田地売券(寛延2)、遷宮次第覚書(明和2)、内陣盗人につき覚書(明和4)、神社建物届書(寛政元)、以上7点が江戸期分。以降明治分は神社明細書・由緒書など7点、計14点である。

◆S083 内田福太郎氏所蔵文書

聖護院宮忠誓法親王筆の「勝軍地蔵縁起」(宝暦 14 年 5 月 24 日)1 巻と、神社名不明の「□口鉾神事振舞控」(万延元年 9 月)1 冊。前者は北白川瓜生山の勝軍地蔵の縁起。

#### ◆S084 鴨脚(道)家文書

鴨脚家は代々下鴨神社の社家をつとめた家で支流・分家も多いが、当家は江戸初期に分家して祝をつとめた家であり、また非蔵人として朝廷にも勤仕している。

当家文書のうち、大きな位置をしめるのが、前述の家柄を示す系図・由緒書類である。時代の推定できる中でもっとも古い系図は江戸後期の光連により記載された系図であるが、その他昭和期に書かれたものを含めると 8 点の系図・由緒書の類が残されている。また明治期の任官状・履歴書などもあり、江戸時代以降の当家の歴代の様子がほぼうかがえる。

この他の文書はややまとまりに欠くが、往来手形(明治 5)、家禄下賜についての願書(明治 9)など当家の生活をうかがわせるもの、また、太政官布告(明治 3)、幕末の大名会議の席次書など当家と公家との関わりを示す文書が残されている。また私信の形式ではあるが安政の条約勅許から安政の大獄にいたる世情を記した江戸よりの書簡もある。

#### ◆S085 山本(寿)家文書

山本家は愛宕郡岩倉村の郷土の家で、家伝によれば応仁・文明の乱後から代々岩倉小倉山城を拠点として、足利家に仕えた土豪であるという。江戸時代には地下官人を歴任した。これら家伝は文書中の系図・由緒書類 8 点にくわしい。

文書の年代は元亀 3 年から明治 6 年にわたる。元亀 3 年 10 月 18 日付山本昌尚土器師安堵状(写)は、幡枝の土器師が山本氏領知内「きの野芝」(のちの木野村)に移住して営業することを保証したもので、木野村の起源史料として重要である。ただし、この他の文書はすべて近世文書である。

まとまったものには、まず地下官人山本家歴代の口宣案 42 点(延宝元～安政 6)がある。ついで歴代の日記 109 点(延享元～明治 6)があり、天明 8 年から弘化 4 年までは欠年なく揃っている。最初は地下官人勤務の公用日記だけであるが、寛政 10 年以降はこれと並行して家向きの簡単な備忘録も記されている。しかし、いずれも岩倉村の地域史料とはいいがたいものだといえよう。また日記の類では、宝永 5 年に山本保宜が命じられた「岩倉村御茶屋山御林藪二箇処」の管理の記録「御預所留」の類 9 点(宝永 7～天保 8)がある。

#### ◆S086 渡辺(昇)家文書

渡辺家は、戦国時代に一乗寺一帯に勢力をもった土豪渡辺氏の末。田中に勢力を張った同じ渡辺氏に対し、北渡辺と称されたといわれ、江戸時代には庄屋として一乗寺村を差配したために、文書は一乗寺村関係を含め多量にのぼるが、もっとも年紀の古いのは慶長 6 年の「竹指出写」である。渡辺氏の活動から考えて、本来ならもっと古い時代の文書の存在も考えられるが、享和 2 年の由緒書に、宝永年間に火災に遭い由緒書等が焼失したと述

べられているので、この時、幾らかの文書が焼失したことも推測される。

まず法令類は安永 4 年より文化 6 年までの触書写が 6 点あるが、村落機能を考える際には、安永 4 年の「村中五人組帳」が注意される。これは 19 か条から成る一乗寺村の掟書で、五人組が署名押印している。証文額は田畠や山林の売買証文、さらには金銭の証文を主たるものとし、寛永 19 年を最古とするが、江戸時代中期以降の文書が大半を占める。また口上書類は江戸時代後期以降のもので、その多くは家の普請願書である。

記録類は慶長 6 年の「竹指出写」を最古として、「公用諸色留帳」「常帯刀御免一件留」「諸卿諸日記」など多種にわたるが、この中には寛文 2 年の「二条御城石垣石一乗寺山二而割手間并車方仕様帳」や享保 8 年の「御幸日記」さらには貞享 5 年「鉄砲改帳」、享保 11 年「玉込鉄砲願一件」などがあって注意される。しかし日次記類は残されていない。勘定書類は宝暦 3 年以降のもので、渡辺家としての「金銀貸備帳」や「郷中諸入用帳」(明和 4) など村方のものとが混在している。

土地・年貢関係は寛文 8 年の「山科様式百石水帳写」を最古とする。一乗寺村は江戸時代には 32 の寺社・公家領から成っているが、16 の公家領のうち、山科・冷泉・坊城・藪・西洞院・難波・万里小路・鷺尾の諸家に関する水帳類・免割状・皆済目録などが、主に江戸時代中期以降から明治初期にかけてあり、この文書群が渡辺家文書中の一大特色をなしている。

このほか本文書中には領主別の「宗旨改帳」が享和元年以降残されており、また由緒類では親類書のほか享和 2 年の「渡辺家御尋留」があり、いずれも江戸時代後期のものである。なお系図類は既調査分のなかにはない。

渡辺家文書には以上のほかに未調査分があり、以後の調査のなかで時代的にさらに遡るもの、さらには絵図類の発見などが期待される。

注) この解説文が書かれた後に、追加調査が行われている。

#### ◆S087 鷺森神社文書

鷺森神社は修学院宮脇町に所在するが、文書の内容は実質的には愛宕郡修学院村の文書である。年代は永禄元年から明治 20 年にわたるが、享保年間以降が主になっている。

まとまっているものを先に挙げると、まず修学院村の年貢割付状および年貢皆済目録 325 点がある。割付状は 182 点(天和 3~明治 7)。享保 9 年以降、欠年はあるものの、年次をおって揃っていて、とくに明和 6 年以降は禁裏御料と法皇御料分がそれぞれのこされている。皆済目録 143 点(明和 2~明治 8)もよく揃っている。この他、年貢関係では村高反別帳(文政元)、禁裏御料分名寄帳(万延 2)など年貢の賦課の実情をうかがえる文書がある。

村政に関する文書には、境界・用水相論文書も比較的豊富にのこされている。もっとも古いものは、比叡山延暦寺と一乗寺・修学院両村との間の山境相論の裁許状(寛文 2)で、以後、訴状・返答書・裁許状等 20 点。いずれも高野・一乗寺など周辺村落との間の争いである。

特色あるグループには、修学院離宮への行幸関係 15 点がある。これは、享保 6 年の霊元天皇行幸から文久元年の和宮まで、たびたびの行幸等の次第を記録した村日記、随伴の人々の下宿先から出された請書などで、修学院村の負担が大きかったことかうかがえる。

ほかに村関係では、村の概況を記した「村鑑帳」(慶応 4)、一乗寺・修学院両村絵図 2 点(寛政 2)が注目できよう。

最後に鷺森神社関係では 34 点がのこされている。鬚咫天王社(鷺森神社)の御供米帳(貞享 5)、神輿造営勸化記(宝永 6)をはじめとして、神輿・建物の造営・修理に関する文書である。

#### ◆S089 今江(登)家文書

今江家は愛宕郡二ノ瀬村の郷士で、惟喬親王の家臣の末裔と伝える。これら二ノ瀬村郷士の由緒伝承は享保 10 年に作られた「二ノ瀬村之郷士本家根元写」に詳しい。文書の年代は永正 6 年から明治 7 年にわたるが、永正 6 年から天正 15 年の中世文書 11 通はまとめて 1 巻に表装されており、近世文書は元和 3 年の徳川秀忠野中村内貴船社領安堵朱印状(ただし後年の写し)や正保 3 年の林春斎法眼成官物受取状を上限とする。

中世文書は主殿寮領小野庄二ノ瀬村の諸役免除に関するものが天文 10 年～永禄 11 年まで 4 通あり、二ノ瀬村の年貢・指出関係が 4 通ある。この外小野山供御人に関する諸役免除の写し 2 通がある。

近世文書のうち多数を林家関係が占める。林家は林羅山を祖とし、代々江戸幕府の文教政策に関与した朱子学者の家である。二ノ瀬村は一村が林家の知行地であるが、文書は知行関係よりもむしろ林家の家廟である奉先堂その他に関するものが多い。奉先堂は、文書中の「奉先堂記」(元禄 5 年人見竹堂撰并自書)によれば羅山の学術徳行を記念するため、羅山没後の延宝 3 年に当時の庄屋今江清長により村内に建てられた廟所である。羅山の遺品や著作を納め、林家歴代の忌日には供物がそなえられた。

この奉先堂(および付属して建てられた三哀堂)の行事や修繕等を記録した帳面 25 点(寛政 12～元治 1)には「二ノ瀬御堂瓦之注文」「両御堂御修復日記書」などの表題をもつ修繕関係、「文敏先生(林羅山)百五十年忌記録帳」「両御堂年中行事」など題する祭祀関係に大別できる。いずれも二ノ瀬村村民によって林家廟所が守護されてきたことのあかしである。

林家関係では、他に林家用人との往復書簡 33 点や、林家歴代の任官(法眼など)に際して諸家への礼物受取書等 14 点(正保 3～天明 7)がある。なお、今江家には文書のほか、林家歴代の肖像・羅山の著作(写本)・詩幅などが伝えられていて、その中で幕末の画家黒田西塘描く「奉先堂真景図」には、現在は廃絶した奉先堂の姿をしのぶことができる。

このほか、二ノ瀬村の明細書上(天保 3)など多岐にわたるが、割付状・皆済目録・相論関係といった村方文書的なものは見当たらない。

注)この解説文が書かれた後に、追加調査が行われている。

◆S090 聖護院文書

全文書のうち 72 点が安永 4 年 1 月から慶応 2 年 9 月までの「聖護院代官日記」。日記の表紙には「地方御日記」「御代官日記」「日記 御代官方」など種々の表題がみられるが、なかには「白川御殿」「白川」と頭書されているものがあり、このことから本日記は聖護院が兼帯した白川の照高院代官の日記であったことが知れる。

内容は代官の日々の寺務を記すことはもちろん、白川村・聖護院村が聖護院領であった関係上、村々からの聖護院宛の文書写、さらには村の出来事などが記されている。

以上の日次のほか「寛政七年書記留」「代官方平慰一件留」(文政 3)、「代官方伐木一件留」(文政 9)、「聖護院代官御達録」(天保 10)などがある。

◆S093 久保(光)家文書

久保家は愛宕郡鞍馬村に居住し、宿直仲間の家である。判明している文書の年代は宝永元年から嘉永 4 年にわたり、寛政～文化年間のものがもっとも多い。また、内容からみると、久保家当主に宛てた金銀の借用証書類が 30 点ともっとも多い。ついで家屋敷あるいは持山の売券が 12 点となる。この両者が大きなまとまりをみせ、ほかには久保家居宅の普請願書 3 点、鞍馬寺からの触状 2 点、鞍馬寺祠堂銀借用証文 2 点などがある。

◆S098 山嶋(泰)家文書

当家文書はすべて明治時代中頃の当主山嶋唯輔にかかわる文書ばかりである。明治 12 年の履歴書によれば山嶋唯輔は明治年間に聖護院村の庄屋・戸長・区長などを歴任した人物で、残されている文書も先述の履歴書、府よりの任命状、また農事研究のためのフランスへの渡航命令書で、明治期における活躍を示すものである。

◆S103 三輪(隆)家文書

三輪家は黒谷金戒光明寺出入り大工の家で、当初は現下京区域内に住したが、のち金戒光明寺門前に移転した。金戒光明寺および塔頭に関するものが多く、実質的に同寺史の一史料にほかならない。年代は延宝 7 年から万延元年にわたる。

もっとも数が多いのは、金戒光明寺および諸塔頭の普請(造作)願書 21 点(宝暦 4～文政 11)で、とくに安永 5 年 12 月 27 日の一山焼亡後、安永年間のもものが 7 点ある。いずれも本山あるいは塔頭から町奉行に宛て、その許可が下りて、同じ紙面を使って大工が大工頭中井家の裏書を求める形式をとったので、これらの文書が担当大工の家にのこされることになった。願書に関連して、指図・見積り・中井家への届書など普請関係が 12 点ある。

この他、弓術伝書(延宝 7)、三輪右門への帯刀免許状(嘉永 7)などが主要なものである。

◆S106 田中(秋)家文書

田中家は愛宕郡静原村の年寄をつとめた家である。この関係から当家文書のほとんどが

静原村住民を中心とする金子借用証文および年貢関係の証文である。

当家文書中もっとも年紀の古いものは享保 4 年の山地寄進証文で、以後明治期に至っている。内容的には山地売渡証文・年貢米借用証文が多く、また宛名は大光明寺・金地院など静原村を領有している領主に対するものがかなりある。この他の証書類では、天保 14 年の里子養育についての証文がある。養育料として山地等を譲り受けるというもので、このような里子養育は隣村の岩倉村にもみられ、洛北農村を考える上で一つの問題を提起している。

また、近世の村政にかかわる文書はないが、大光明寺領分の勘定目録(嘉永 5)、金地院領分の納高書上げ(明治 2)などが村の様子を知る手がかりとなる。

#### ◆S107 伊佐(憲)家文書

伊佐家は、愛宕郡中村に居住した家で、下鴨神社神人をつとめた。伊佐(義)家とともに中村の村政史料が多く、その点であわせみる必要のある文書である。

ここで解説する文書はすべて中村の村政史料で、伊佐家の家政に関するものはない。年代は元禄 4 年から明治 11 年にわたるが、ほとんどは寛政以降である。江戸時代のものは年貢(一村禁裏御料)の割付けなどの貢租収納関係、明治は地租改正前後の土地丈量・反別收穫調査書類が大部分を占める。これらは中村の貢租・土地形態を知ることができる史料である。このほか、中村の明細帳(慶応 3)、伊佐(義)家文書にも別本を収める「八幡宮鳥居奉加簿」(元禄 4)がある。

#### ◆S108 伊佐(義)家文書

伊佐家は愛宕郡中村に居住し、岩倉長谷町の長谷八幡宮社の祠掌をつとめた家で、その関係から当家文書 5 点中 3 点を八幡宮社関連文書がしめている。元禄 4 年の「八幡宮鳥居奉加簿」、八幡宮の由緒および簡略な祠掌の日次記を掲載した「土産大神雑誌」(明治 16)、御神酒等献進者の人名録である「八幡宮御神酒及燈明録」(明治 16)の 3 点が八幡宮社関連文書であり、いずれも八幡宮と愛宕郡長谷村および伊佐家との深い関わりを示している。その他の 2 点は岩倉村役場より伊佐家宛の戸口調査依頼状(明治 25)、岩倉村大字長谷・花園の戸口取調書(明治 25)。

#### ◆S109 三宅(武)家文書

三宅家は愛宕郡松ヶ崎村に居住した家。田地売券(明和 9)、御用銀返済一札(嘉永 2)、借用証文 2 点(元治元、明治 3)、下京治安裁判所命令書(明治 15)、以上の 5 点。

#### ◆S110 松村(常)家文書

松村家は代々愛宕郡松ヶ崎村に住した家。文書 1 点は文化 7 年に書かれた由緒書の写しと近代までの当主の歴代書をまとめたもの。

◆S112 河村(正)家文書

河村家は愛宕郡松ヶ崎村に居注した家で、文書には寛保4年の松ヶ崎村掟書、寛政11年の田地売渡証文、文政元年の菜種油に関する取り決め、天保7年の内検帳、元文3年の家屋敷普請願2点がのこされている。

◆S113 金子(正)家文書

金子家は愛宕郡花園村の庄屋をつとめた家で、のこされている文書はすべて同村に関するものである。そのうち大半は、家屋敷田畑の譲状で、寛文18年より明治初頭にいたるまで連綿と残っている。次いで年貢皆済状が、文化6年以降、幕末まである。そのほかは、僅かながら検地帳・勘定書・借金証文・送籍証・地租改正帳などがみうけられる。また同村内の人足についての取り決め(寛政4)を知る文書のほかは、村内の係争に関する文書もなく、村落構造を知り得るには、若干かたよりのある文書群である。

◆S119 慈照寺文書

本文書群は、軸装されて慈照寺(銀閣寺)に什宝として伝えられた文書とは別に襲蔵されてきたもので、証文類・願書類・記録類・年貢関係・絵図類に大別される。

証文類は金銭関係が主たるものとなっているが、紀伊郡深草村に寺領をもっていた関係上、慈照寺門前の愛宕郡浄土寺村関係のみではなく、深草村の証文も多く含まれる。願書類は主に江戸時代後期から幕末にかけての浄土寺村住人の普請願書である。記録類には「御朱印改一件記録」(天明7)や「御朱印改参府日記」(嘉永7)あるいは天明年間の「開扉日記」などがみられるが、なかでも注意されるのは、外交施設として対馬に設置された以酏庵に関するものが、「対州渡海に付諸往復書簡写」(安政4)、「馬島在住日件」(安政5)、「以酏庵書状法則」「朝鮮小史」として残されていることだろう。このほか寛政元年に当寺で催された古書画展に関するものに「於銀閣古書画展目録」がある。

年貢関係は慈照寺領と相国寺諸塔頭領とがあり、年代的には大部分、天明から幕末にかけてのものである。しかしこの内には浄土寺村関係は含まれず、多くは慈照寺領深草村についてのもの。深草村関係としてはこのほか、延宝8年以降の「宗旨改帳」が少し残されている。

絵図は全6点、すべて江戸時代中期以降に成るもので、この内、慈照寺境内図が4点、祇園町界限図が2点となっている。境内図は慈照寺の建物配置を克明に描いているが、また門前の在家も描かれて、江戸時代中期の浄土寺村の景観を知る手懸りを与えてくれる。

◆S120 大原小学校所蔵文書

永年保存の「沿革史」1点。明治34年にまとめられ、以後現在(昭和60)まで追録されている。

◆S121 八瀬小学校所蔵文書

文書 2 点は「紀念誌」「八瀬尋常小学校沿革史」で、両者とも学校沿革史である。「紀念誌」は明治 40 年代に編さんされたものと考えられ、主に学校の創立期の概略、校舎の増築の記事に詳しく、また、後者の沿革史は昭和期に入ってからのもので、校史ならびに教員・生徒数の員数異動などを詳細に記している。

◆S122 下鴨小学校所蔵文書

下鴨小学校には、昭和 8 年から昭和 15 年の学区会決議書綴、明治 6 年から昭和 52 年までの「下鴨小学校沿革史」がある。また明治 26 年下鴨村農会によって建立された川路開鑿碑拓本がある。明治 12 年起工された高野川からの用水路開鑿を顕彰したものである。

◆S123 鞍馬小学校所蔵文書

鞍馬小学校には沿革史 2 点が所蔵されている。1 点は「鞍馬尋常高等小学校沿革史」で、大正 14 年から昭和 23 年まで書き継がれている。もう 1 点は鞍馬小学校に設置された「鞍馬少年赤十字団沿革史」で、大正 13 年から昭和 15 年まで書き継がれたもの。

◆S124 松ヶ崎小学校所蔵文書

明治 6 年の学校創立から現在（昭和 60）にいたる「学校沿革史」1 点。

◆S125 修学院小学校所蔵文書

修学院小学校は「学校沿革史」2 点と大正 12 年の「講堂落成記念誌」を保管している。「学校沿革史」は大正 5 年から現在まで追録されており、後者はそれをまとめたものである。

▲[TOP](#)へ